

新旧対照表(EU向け輸出用木材こん包材に関する情報)

(平成20年11月27日更新)

新	旧
<p>[情報入手先] (略)</p> <p>要求の概要</p> <p>1 対象</p> <p>(1) あらゆる品目の輸送に使用される、こん包ケース、箱、クレート、ドラム及びこれに類するこん包材、パレット、ボックスパレット及び他の積み荷用ボード、パレットカラーからなるこん包のために使用される木材。</p> <p>(2) 非木材貨物を固定または支えるための木材。 ただし、厚さ6mm以下の原木及び接着剤処理、熱処理、圧力処理もしくはそれらの組み合わせにより加工された木材は適用されない。</p> <p>2 消毒の内容</p> <p>(1) 国際基準 No.15「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」の付属書 I により消毒(熱処理又は臭化メチルくん蒸処理)をすること。</p> <p>(2) 2009年7月1日からは、剥皮された木材を使用すること。ただし、樹皮の幅が3cm未満の場合(長さに関わらず)及び、幅3cmを超えても面積が50平方センチメートル未満である場合を除く。</p> <p>3 消毒済みマークの表示</p> <p>国際基準 No.15「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」の付属書 II によりマーク表示(輸出用木材こん包材消毒実施要領別記様式2の押印)をすること。</p> <p><u>2005年3月22日及び2006年2月13日のSPS通報では、2009年1月1日から剥皮された(Debarked)ことを示す「DB」の文字の追加を義務づけることとしていたが、2008年11月27日付けのSPS通報では、2009年7月から開始される新規定に、「DB」文字の義務づけは記載されていない。</u></p> <p>補足 (略)</p>	<p>[情報入手先] (略)</p> <p>要求の概要</p> <p>1 対象</p> <p>(1) あらゆる品目の輸送に使用される、こん包ケース、箱、クレート、ドラム及びこれに類するこん包材、パレット、ボックスパレット及び他の積み荷用ボード、パレットカラーからなるこん包のために使用される木材。</p> <p>(2) 非木材貨物を固定または支えるための木材。 ただし、厚さ6mm以下の原木及び接着剤処理、熱処理、圧力処理もしくはそれらの組み合わせにより加工された木材は適用されない。</p> <p>2 消毒の内容</p> <p>(1) 国際基準No.15「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」の付属書 I により消毒(熱処理又は臭化メチルくん蒸処理)をすること。</p> <p>(2) 2009年1月1日からは、剥皮された木材を使用すること。</p> <p><u>上記(2)については、2009年7月1日まで規制開始日が延期されるとの情報がありました。公式には、2008年11月末にSPS通報されるとのことから、情報入手次第改めてお知らせします</u></p> <p>3 消毒済みマークの表示</p> <p>国際基準 No.15「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」の付属書 II によりマーク表示(輸出用木材こん包材消毒実施要領別記様式2の押印)をすること。加えて、2009年1月1日からは、剥皮された(Debarked)ことを示す「DB」の文字を追加すること。</p> <p>上記2の における、剥皮された木材の使用の義務づけ開始日が延期されたことに伴う改正案に、「DB」表示は含まれていないとの情報がありました。このため、「DB」表示は義務化されない可能性があります。公式には2008年11月末にSPS通報されるとのことから、情報入手次第改めてお知らせします。</p> <p>補足 (略)</p>

新旧対照表(EU向け輸出用木材こん包材に関する情報)

新	旧
<p style="text-align: center;">これまでの経緯 (EU諸国)</p> <p>2003年11月10日、EU委員会は国際基準 No.15 に沿った木材こん包材規制を SPS に通報。 2004年1月15日まで関係者からの意見を聴取し、2004年7月1日から規制を実施する旨提案</p> <p>2004年5月13日、EU委員会は木材こん包材の規制を2005年3月1日から実施する旨 SPS に通報。</p> <p>2005年2月7日、在EU日本代表部を経由して木材こん包材の規制は2005年3月1日(到着日)から実施する旨連絡あり。</p> <p>2005年2月28日にEU農漁業相理事会が開催され、木材こん包材における「樹皮なし」こん包材の使用の義務付けについては、実施時期を1年間延期することとなった旨、在EU日本政府代表部から連絡あり。</p> <p>2005年3月22日にEU委員会は、消毒済み木材こん包材に押印するマーク表示について、2005年3月1日以前に既に使用されている木材こん包材については、国コード、生産者番号及び処理コード(IPPCのロゴなし)のあるスタンプを認める旨 SPS に通報。</p> <p>2006年2月13日、EU委員会は、「樹皮なし」木材こん包材の使用の義務づけについては、2009年1月1日から開始する旨 SPS に通報。</p> <p>2008年11月6日、「樹皮なし」木材こん包材の使用の義務づけに関する規制開始日を2009年7月1日まで延期することとなった旨、EU委員会から連絡あり。</p> <p>2008年11月27日、EU委員会は「樹皮なし」木材こん包材の使用の義務づけに関する規制開始日を2009年7月1日まで延期する旨、SPS に通報。</p>	<p style="text-align: center;">これまでの経緯 (EU諸国)</p> <p>2003年11月10日、EU委員会は国際基準 No.15 に沿った木材こん包材規制を SPS に通報。 2004年1月15日まで関係者からの意見を聴取し、2004年7月1日から規制を実施する旨提案</p> <p>2004年5月13日、EU委員会は木材こん包材の規制を2005年3月1日から実施する旨 SPS に通報。</p> <p>2005年2月7日、在EU日本代表部を経由して木材こん包材の規制は2005年3月1日(到着日)から実施する旨連絡あり。</p> <p>2005年2月28日にEU農漁業相理事会が開催され、木材こん包材における「樹皮なし」こん包材の使用の義務付けについては、実施時期を1年間延期することとなった旨、在EU日本政府代表部から連絡あり。</p> <p>2005年3月22日にEU委員会は、消毒済み木材こん包材に押印するマーク表示について、2005年3月1日以前に既に使用されている木材こん包材については、国コード、生産者番号及び処理コード(IPPCのロゴなし)のあるスタンプを認める旨 SPS に通報。</p> <p>2006年2月13日、EU委員会は、「樹皮なし」木材こん包材の使用の義務づけについては、2009年1月1日から開始する旨 SPS に通報。</p> <p>2008年11月6日、「樹皮なし」木材こん包材の使用の義務づけに関する規制開始日を2009年7月1日まで延期することとなった旨、EU委員会から連絡あり。</p>